
種別 : 個人
法人名 : 大和総研
部署 : 金融調査部
役職 : 制度調査担当部長
氏名 : 吉井 一洋

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」

吉井 一洋(証券系シンクタンク研究員)

ストック・オプションの会計基準・適用指針においては、業績条件については、条件未達の場合、失効したものとして数で調整するため、当該業績条件は、ストック・オプションの公正価値の算定には反映しないものとされていたかと思えます。

当該取扱いは継続されているものと考えてよろしいのでしょうか？仮に有償新株予約権の払込金額が業績条件を反映して算定されていた場合は、基準に基づく付与時の公正価値と差が生じるという理解でよろしいのでしょうか？

達成目標としての株価条件が付されていた場合も同様の理解でよろしいのでしょうか？